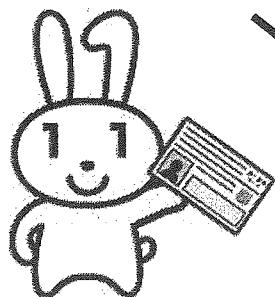


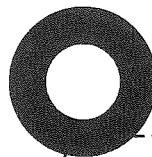
暗証番号の設定がいらない

顔認証マイナンバーカード



下記に該当する方におすすめです

- 暗証番号の設定や管理に不安のある方
- 健康保険証利用のみで使用する

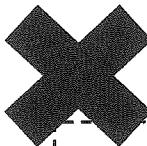


利用できるサービス

・健康保険証としての利用

※顔認証または目視による本人確認に限定されるため、医療機関・薬局で使用する際は本人が受付窓口にいる必要があります。

・本人確認書類としての利用



利用できないサービス

- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・マイナポータル
- ・その他、暗証番号の入力が必要なサービス
(オンライン手続きなど)

顔認証マイナンバーカードの限度額制度を適用する方法

来院

- ✓顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

- ✓本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ
顔認証マイナンバーカードでは暗証番号は使えません。

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号入力

顔写真

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

同意確認

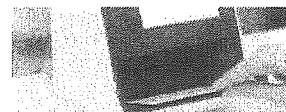
- ✓各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

- 手術情報
- 特定健診情報
- 診療・薬剤情報

受付完了！

- ✓マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了



高額療養費制度を利用する方のみ

- ✓提供する情報（限度額情報）を選択

0120-95-0178
※スマートフォン用
スマートフォン用
音声ガイダンスに録って「4・2」の際にお読みください。
平日:9時30分～20時00分
土曜:9時30分～17時30分

※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。また、オンライン診療・オンライン服薬指導については顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

ご希望される方は町民課にてお手続き可能です。お問い合わせ先：町民課住民係(62-2054/内線234)